

業務委託契約書

Kachi Community College 合同会社（以下「甲」という）は、深澤愛華（以下「乙」という）に対し、次の通り業務委託契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（委託業務の内容）

甲が乙に対し委託する業務（以下「本業務」という）は次の通りとする。尚、投稿の内容についての決定権は乙にあるものとする。

- 1-1. 会議への参加及び甲のサポート
- 1-2. 市場調査やタスク管理
- 1-3. その他、上記の業務遂行に必要な業務

第2条（契約期間）

本契約の有効期間は2026年1月1日から同年12月31日までとする。

第3条（業務委託料）

本契約の対価は月額金20,000円（税込み）とする。支払いは、原則毎月25日以降に甲が乙の指定する銀行口座に現金振込みにて実施するものとし、振込手数料は甲の負担とする。

ただし、甲乙の合意の上であれば、支払時期（向こう3か月分一括払いなど）や支払い方法（現金渡しなど）を変更することができる。

第4条（実費負担）

乙が本業務を遂行するにあたり、必要な消耗品費・会場費・交通費、その他諸経費が発生した場合は、速やかにその項目と金額を甲に報告し、甲の事前承認を得るものとする。

甲の事前承認を得た費用は、原則として乙が立替払いをし、事後に領収書などを甲に提出するものとし、乙への支払い方法は都度協議するものとする。

第5条（準備物）

本業務の遂行に必要な機材（PC やスマホ）、資料（説明資料や画像）や環境（インターネット）の準備は全て乙の負担とする。

第6条（源泉徴収）

本業務は所得税法第204条に掲げる報酬に該当しないため、甲による源泉徴収は行わないものとし、確定申告の要否は乙が確認するものとする。

第7条（成果物の権利帰属）

本契約により作成された成果物に関する無体財産権及び有体物に関する著作権、肖像権など一切の権利は、甲に帰属する。

第8条（秘密保持）

乙は本契約に関して知りえた情報を一切他に漏洩させてはならない。

第9条（報告義務）

乙は甲の求めがあるときは本業務に関する情報をすみやかに報告しなければならない。

第10条（禁止事項）

本業務の遂行にあたり下記の行為は禁止とする。

- 1-1. 本業務に関係がない行為
- 1-2. 外部のイベントや集まりなどの勧誘
- 1-3. 本業務を通して知り合った人との金銭のやり取り
- 1-4. その他、甲が不適切と判断する行為

第11条（契約解除）

当事者の一方が本契約の条項に違反した時は、当事者は何らの催告をせず、直ちに本契約を解除することができる。

第12条（協議）

本契約に定めない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

2026年1月1日

甲：東京都新宿区西新宿3丁目3番13号
Kachi Community College 合同会社
CEO 別所 貴史

乙：東京都目黒区中目黒3-5-7 ガラシティ
中目黒602
深澤 愛華